

令和7年7月14日

関係研究科長 殿

関係機関長 殿

国立大学法人福島大学

共生システム理工学類

学類長 長橋良隆

教員の公募について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、福島大学共生システム理工学類附属・水素エネルギー総合研究所では、教員の公募を行うことになりました。

【募集の背景、プロジェクトの説明】

共生システム理工学類附属・水素エネルギー総合研究所は、低環境負荷で持続的な社会システムの実現に向け、水素関連技術の社会実装に資する取組を進めるため、2024年4月に設置されました。福島大学は、山梨大学が採択されました「令和6年度地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」において、連携大学として参画しています。

この度、福島大学の教員として、水素エネルギーに関する研究を行いながら、学内外の研究者等と積極的に協力・連携して水素や再生可能エネルギーの課題解決に取り組んでいただける人材を募集します。

【URL】

<https://www.fukushima-u.ac.jp/factory/heri.html>

【仕事内容・職務内容】

着任後は、水素エネルギー関連技術の導入による環境や経済社会への影響評価に関する研究、水素エネルギー関連技術の導入に伴う課題やボトルネックの調査・整理に関する研究などに従事していただく予定です。

<研究教育分野>

社会科学、環境影響評価、システム工学、等の知見を基に、水素エネルギーを中心に新規技術やそれを取り入れた機器・製品の導入による環境面または経済面での評価に関する研究分野。

<担当予定科目>

共生システム理工学類（学士課程）および大学院（博士前期・後期課程）の教育を一部担当する場合があります。

※ 担当する科目等は、採用内定後に打合せにより決定します。

1. 職名・人員

特任准教授、特任講師または特任助教（任期あり）1名

2. 応募資格

以下の応募資格を有する方を募集します。

（１）博士または修士の学位を有する者（着任までに取得見込を含む），または，それと同等以上の業績を有すること。

（２）水素エネルギー総合研究所および関連領域の教員と連携して研究，地域貢献活動に取り組める方。

（３）採用後は福島市あるいは近郊に居住できる方。

（４）日本語または英語による意思疎通が可能な方（国籍は問わない）。

3. 採用予定日と任期

2025年10月1日以降できるだけ早い時期。

任期は単年度であり，2029年度末まで更新の可能性有り。

4. 給与

給与の額等は，本学規程の定めるところにより，本人の学歴，免許・資格，職務経験等を勘案して決定します。

5. 募集期間

【募集開始日】2025/7/14

【募集終了日】2025/9/1

【コメント】

適任者の応募が得られた場合，締切前に公募を終了する場合があります。

6. 応募方法

JREC-IN Portal Web応募

7. 提出書類

【履歴書】

指定様式となります。添付している様式をご活用ください。

顔写真を貼付し、生年月日、連絡先（住所・電話番号・電子メールアドレス）、博士または修士の学位の取得年月、専門分野、学歴（高校卒業以降）、職歴を記載して下さい。

【業績リスト】

A4様式任意で構いません。

著書、査読付論文、学会発表、外部資金取得状況、特許、受賞歴、所属学会、社会的活動歴（学会、自治体等の委員歴）、教育活動歴、その他参考となる実績に区別して記載して下さい。主要論文5編以内に○印を付して下さい。

【その他の電子応募書類、説明】

（1）学位記の写し、または、学位取得証明書（取得見込の場合は、取得見込証明書または指導教員（論文博士申請者の場合は、主査予定者）作成の取得見込に関する所見）

（2）主要論文5編以内の写し（PDF形式）

（3）主要論文5編以内の概要（全ての主要論文あわせてA4で1枚以内。様式任意）

（4）研究業績の要約、採用後の研究計画（あわせてA4で1枚以内。様式任意）

（5）応募者の業績・人物について照会可能な方2名の氏名・所属・連絡先

※審査の過程で追加の書類提出を求めることがあります。

8. 選考方法

【選考内容】

提出書類による書類選考の後、必要に応じて面接を経て選考します。面接に伴う旅費・宿泊費等は応募者の負担とします。

【結果通知方法】

応募者全員に、採用可否の結果通知を郵送いたします。

9. 備考

（1）福島大学は男女共同参画を推進しています。本学における男女共同参画推進施策の一環として、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」第8条の規定に基づき、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します。

（2）過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分内容及びその具体的な事由を履歴書等に必ず記入願います。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。